

(2005/03/23 08:00 登録)

平成十七年三月十七日(木曜日)

午前九時開会

(中略)

[○委員長\(中曽根弘文君\)](#) 休憩前に引き続き、平成十七年度総予算三案を一括して議題とし、質疑を行います。白眞勲君。

[○白眞勲君](#) 民主党・新緑風会の白眞勲でございます。

まず一つ、外務大臣にお聞きしたいんですけども、先般、マラッカ海峡においての日本船舶襲撃事件につきまして、現在の状況について御報告願いたいと思います。

[○国務大臣\(町村信孝君\)](#) 現時点で、特に一番皆様方御関心を持っておられるこの三人についての情報でございますが、残念ながらこの三人について確たる情報には接しておりません。マレーシア、インドネシア両国政府がそれぞれ引き続き捜索に当たっているということでございます。

なお、その他の十一人の方々につきましては、十五日、いわゆる被害に遭った「韋駄天」という船でございますが、これはペナン港沖に到着をし、この十一人の方々から、マレーシア警察それから在ペナン総領事等が事情を聴いているという状況でございます。

いずれにしても、早期かつ安全な解放のために関係政府、関係省庁と協力をし、また近藤海事という船会社と密接に連携を取りながら、全力を尽くしてまいりたいと思っております。

○白眞勲君 是非一刻も早い解決ということで努力をしていただきたいというふうに思っております。

それで、私どものところにもこの外務省対策本部というところから一報、二報、三報と毎朝お送りいただいているという中で、私も見ましたところ、項目一の「(2)その際、以下の日本人二人及びフィリピン人一人が小船により連れ去られた。」ということで、(イ)船長井上さん、(ロ)機関長黒田さん、三、三等機関士フィリピン人って書いてあるんですよ。名前ないんですかね。

普通何か名前書いて、それで括弧して国籍フィリピンとか書きゃいいのに、二人の日本人については名前とか生年月日とか書いておいて、それで三、三人目はただのフィリピン人と、これ三枚ともそういう名前だ。これ名前も何

もないんですか。何かここに、何か日本国政府というのは、この日本人二人については非常に関心を持っているけど、あとはフィリピン人だと、何か十把一からげだというようなイメージがこの文章からして取れるんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○国務大臣(町村信孝君) いえ、別に、委員御指摘のような人種的観点を持ってこういうことを書いているわけではない。当然名前もあり、年齢も当然会社では分かっているはずでございます。なぜ載っていないのか、私もちょっと定かではございませんが、別に今委員が御指摘をされたような、そういう何か、もしかして差別的な意識というようなものからこういうことになっているのではないかというお尋ねであれば、決してそういうことではないということとで、ここだけは申し上げさせていただきます。

○白眞勲君 名前不詳の括弧して国籍フィリピン人ぐらい書くぐらいの気持ちはやっぱり持っていたきたいというふうに思いますね。是非そこは変えていただきたいと思っております。

基本的に、やっぱりこういった事件というものにつきまして、やはり何でこういう事件が起きたんだろうかということも我々はやっぱり考えなきゃいけないというふうに思っているわけですし、やはり、どういふこれまで政府として対応

をしてきたのか、お答え願いたいというふうに思います。

○政府参考人(石川裕己君) お答えします。

マラッカ・シンガポール海峡で発生しておりますいわゆる海賊事件の多くは、今回の事件と同様に沿岸国の領域内で発生しております。領海内における海上犯罪の取締りというものは、沿岸国のそれぞれの国家主権に基づいて実施、行われるものでございますが、やはり膨大な数の通行船舶の安全確保という観点から見れば、海峡を使用する関係各国と連携をしつつ、沿岸国の取締り能力を高めるための協力ということが大事であろうと思っております。

海上保安庁といたしましては、平成十二年に海賊対策国際会議、さらに平成十六年六月にはアジア海上保安機関長官級会合、これを東京で開催するなどいたしまして、アジアの関係諸国間の中で海賊対策の強化についての認識を共有するという、それから我が国と沿岸国との間の連携訓練の実施、さらには情報共有あるいは法執行強化のための専門家会合の開催、海上警備業務の専門家の派遣などによる技術協力、技術供与などを通じまして、沿岸諸国の取締り能力の向上というものに資する協力を積極的に行ってきたというところでございます。

○白眞勲君 今いろいろな取組をされてきたというお話だと思うんですけども、実際、事件はこういった取組を始めてから今まで、どうなんでしょうか、年間、増えていますか、減っていますか。

○政府参考人(石川裕己君) 最近は全体としては減少ぎみにあろうかと思いますが、全体で、失礼、マラッカ・シンガポール海峡における海賊事件の発生状況につきましては、二〇〇四年におきましては四十五件ほどございます。

○白眞勲君 二〇〇〇年から一年ごとをちょっとお願いします。

○政府参考人(石川裕己君) 二〇〇〇年が八十件ございました。二〇〇一年は二十四件、二〇〇二年が二十一件、二〇〇三年が三十件、二〇〇四年が四十五件ということになってございます。

○白眞勲君 二〇〇〇年から話合いが始まって、今減少傾向とおっしゃいましたけれども、二〇〇四年、今言った二十四、だんだん増えているじゃないですか。どういうことなんでしょうか。

○政府参考人(石川裕己君) 先ほど申し上げましたように、数でございませけれども、マラッカ・シンガポール海峡ということで申し上げますと、先ほど申し上げたように、二〇〇〇年がピークの八十件あったわけでございます。

それで、様々な対策、私どもも努力をしてまいりましたが、二〇〇四年には四十五件ということでございますが、そのうちの、何と申しますか、日本の関係の船舶ということについては数は減っております。

○白眞勲君 数減っているといっても、実際に今回こういう事件が起きているじゃないですか。数の問題じゃないと私は思うんですね、その部分についてはね。元々その数を減らそうという観点からおやりになっているとは思いますが、今ちょっと長官、数が減っていますとか日本の船舶が減っていますと、今の時点でこういうことをおっしゃるのはどうかなというふうに思うんですね。

私は、やはりこの、二〇〇一年が二十四件から二〇〇三年は三十件になって、次へ二〇〇四年は四十五件と、どう見ても増えているじゃないですか。話し合っても増えているということをお認めいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(石川裕己君) 私どもとして、関連各国と協調をして様々な努力をしております。ただ、御指摘のように、数字としてそのような数字があるということでございますので、更に一層の努力を進めてまいりたいと考えております。

○白眞勲君 今のお話の中に、人材育成なんかも一生懸命御尽力されているというようなお話もありました。でも、どうでしょうか、間に合いますか、この事件に対して、この種の事件に対して。

○政府参考人(石川裕己君) 沿岸諸国多数あるわけでございますけれども、それぞれの機関において海上保安機関というものの設立に向けての動きもございます。それから、まだまだ、様々な形で法執行のための技術、能力というものを高めていただくという意味でいうと、先生おっしゃるようにまだまだ時間は掛かる部分があるかと思えますけれども、やはりこれは一つ一つ着実に頑張っていかなければいけないことだと考えております。

○白眞勲君 一つ一つ着実にというのもいいんですけども、どうでしょうか、ちょっとここで外務省、外務大臣にちょっとお聞きしたいんですけども、外務省との連携はどうなっているんでしょうか。

○国務大臣(町村信孝君) 先ほど長官が言われました、各国共通しての訓練でございますとか、保安大学校の留学生の受入れでありますとか、そういったことなどについては海上保安庁と外務省等と常に連携をしてやっております。

また、日本は、海上保安関係者との間の専門家会合、これは保安庁と外

務省で共同して会合を開催しておりますし、また、昨年十一月に採択をされたんでありますけれども、アジア海賊対策地域協力協定という、ある種の条約といったようなものを日本が主導をいたしまして、この地域の海上保安機関の間による協力強化のための法的枠組みづくりをしております。

ただ、残念ながら、まだ関係国、特にインドネシア、マレーシア、シンガポールという一番の関係国のまだ意思統一がうまくできていない。我々は言わばマラッカ海峡の利用国として、韓国その他あるわけですが、利用国の方はみんな足並みが大体そろっているのでありますけれども、その三か国の間のいろいろな話合いがまだうまく付いていないということでございます。

私も先般、インドネシアの外務大臣と会ったときも、是非これが早く発効するように御協力を願いたいというような発言も、一月七日の日の会議で先方、外務大臣とも話をしたりしております、できるだけ早くこうした地域間協力、実態は海上保安機関、海上保安庁等のそれぞれの機関の連携を密にするという条約の内容になってくるわけでございまして、日本ではもとより保安庁と一体になって外務省も努力をしているところでございます。

○白眞勲君 一生懸命やっていただけるといえるのはそのとおりだと思うんですけども、もちろん、その三か国が意思統一もできていないという中で、

やっぱり相手がいることではなかなか大変なことも、私は御苦労があるんじゃないのかなというふうにも思って、なかなかやはり、今の海上保安庁長官のお話でも、やはりなかなかこの海賊対策というのが一朝一夕に解決できそうな感じではないという感じがするわけなんですね。

ちなみに、現在、あそこを航行している船舶の数、日本船舶の数というのは大体どれぐらいなのでしょう。

○政府参考人(矢部哲君) お答えいたします。

ただいま、マラッカ・シンガポール海峡を通航しております日本関係船舶の隻数についてお尋ねがございました。

私ども国土交通省が我が国の外航海運企業、約二百四十社ございますが、それに対しまして実施したアンケートの調査結果によりますと、我が国の船社が運航いたします船舶、これが二〇〇三年にマラッカ・シンガポール海峡を通航した総数は九千七百五十七隻であります。一日当たりに換算いたしますと、平均二十七隻が通航、通過していたこととなります。

○白眞勲君 一日二十七隻、日本の船があそこを航行しているわけです。それも丸腰ですね。新聞情報とかによりますと、ほとんど防御装置というものもない。あるのは何か、来たら水掛けるようにホースだけ用意していると

か、サーチライトで当てると。片や、今回の報道によりますと、相手はロケットランチャーまで持っているという状況で、やはりなかなかこの対応は難しいんじゃないかなという私は感じができるわけなんですけれども。

こういう中で、今いろいろな、今までの取組というのに対して、まず海上保安庁としてはどういったところに問題があるのかなというふうに思いますか。

○政府参考人(石川裕己君) 冒頭申し上げましたように、一つが、沿岸国が一義的にこの対策を講ずる、領海の中ではやるということが原則だろうと思っております。

したがって、沿岸国の取締り能力を高めていくということで、先ほどから申し上げていますような人の派遣であるとか様々な人材教育であるとか、様々な形で沿岸国の海上警備、海上保安能力を高めていただくということが大事だと思いますが、それはやはりそれぞれの国の主権なり考え方というのがあるわけですので、そういう中を調整しながら着実にやってまいりたいと考えております。

○白眞勲君 一日二十七隻通っている中で、今のお話からいって、今の状況は、マラッカ海峡は十分と言えるんでしょうか。

○政府参考人(石川裕己君) 日本の船舶につきましては、日本の船舶自

身が様々な形での自主警備ということもやっただけでございますし、さらに、今申し上げたような形で、私どもも含めて、沿岸の国々の能力を高めるという努力をしていただくということだろうと思っております。

○白眞勲君 要するに、領海の中だから我々は何も手付けられないし、あとは自主警備だということなんですけれども、その自主警備って具体的に何をもって自主警備ということですか。

○政府参考人(矢部哲君) お答えいたします。

一般論ということでお答えいたしますが、昨年七月一日から、国際航海をする船舶につきましては、テロ対策につきまして保安規程というものを定めてこれを実施することが義務付けられております。五百トン以上の貨物船に対して義務付けられているということでございますが、その保安規程で一般的に取られております措置についてちょっと御紹介いたしますと、そのような危険な海域に入域する前の準備といたしまして、適切な乗組員の配置、訓練、それからドアの常時施錠、定期的確認、あるいは危険海域からなるべく離れて航行することと、そんなようなことをやることになっております。また、その危険海域を航行中につきましては、見張りの強化、あるいはレーダーと目視による継続的な監視、夜間につきましては船外照明の強化、それ

から消火ホースの準備、あるいは継続的な射水、そのようなことが行われていると思います。

○白眞勲君 それでロケットランチャーに対抗できるのでしょうか。

○政府参考人(矢部哲君) できる限りの対策を講ずるということでございますので、船の方は、先ほど申しましたように、消火ホースでできる限り船が近づかないようにやるということでございますから、ロケットランチャーとか機関銃とか、そういう本格的な武器を持ってきた場合に船の側でそれを撃退できるというふうには、私個人的にはなかなか難しいのではないかと思います。

○白眞勲君 非常に、丸腰のまま日本の船舶が二十七隻もあそこを通っているという現状があって、実際、今の対応では不十分であるということをお認めになったと思うんですけれども、防衛庁長官、ちょっとよろしゅうございますか。

この前、東南アジアを訪問されたときに、この海賊の関係についてお話があったということを聞いているんですけれども、具体的にお話しいただきたいと思います。

○国務大臣(大野功統君) 今年の正月でございますけれども、私はインドネシア、シンガポール、マレーシア、三か国の国防大臣その他要人に会って

まいりました。そのときに、主に国防大臣、防衛大臣でございますけれども、マラッカ海峡の海上交通安全というのは日本にとって死活の問題だ、この安全確保は是非ともやっていかなきゃいけない、こういうことを私の方から話題として出しました。それに対して、マラッカ海峡の安全確保というのは本当に大事なことだ、この点はお互いに意見が一致しているわけでございます。

その次に、しからば日本として何ができるか相談しようじゃないか、協議しようじゃないか、こういう話をしましたところ、今海保庁長官からも話がありましたけれども、やはり一義的には海上安全交通の、海上交通の安全というのは沿岸国の責任である、そして、同時に一義的なそういう責任に、ということを確認しながら協力の道を探りたい、そしてまた、その協力の在り方が国際法には違反しないように、矛盾しないようなやり方でなければいけない、こういう話を伺いました。

私の感想としては、やはり第二次世界大戦後に独立した国であります。外国の自衛隊、軍隊等がやはりその海域でプレゼンスを保っていること、これに対しては大変神経を、神経的に考えているんじゃないか。そういう独立の尊さ、尊厳、国の尊厳みたいな気持ちを大いに感じました。しかしながら、やっぱり協力しようじゃないかということで、私の方からは、事務レベル、ハイレ

ベル等でこの問題を協力していこう、そしてお互いに、防衛庁関係でもいろんなマルチの会合がありますから、そういうとき、ところでこれから議論していこうじゃないかと、こういうことで、その受け止め方としてはシンガポールが一番熱心に受け止めてくれたような感じでございます。

○白眞勲君 今防衛庁長官からもありました、非常にやっぱりその微妙な部分というのはやはりあるかと思いますが、そういう中で、海上保安庁としても今のこの対応だけでは不十分であるという御認識はあると思うんですね。

そういう中で、例えばですよ、「しきしま」でしたっけ、何か私よく分からない、あの大きな船、海上保安庁にありますよね。ああいった船って、例えばあの辺に出掛けて行って、今例えばその「しきしま」辺りちょうど準備しているとかいう話もあるんだけど、どうなんですか、その辺は。

○政府参考人(石川裕己君) 一つが、先ほどちょっと申し上げましたけれども、沿岸諸国との連携訓練というのを今まで実施してきております。その中で、先生御指摘のように、海上保安庁の船を東南アジアに出しまして、その、東南アジアそれぞれの国の言わば海上保安機関と合同で訓練をするというようなことを既にやってきております。

今回の事件につきましては、私どももし要請があれば巡視船その他を出

すということを表明してございますが、今回の事案についていえば関係国からの要請は現在のところございません。

○白眞勲君 例えば、これはどうなんでしょうかね。例えば、もちろんその関係各国は、それぞれの取締り、取締りが十分になるまで、例えばその地域で、その期間、つまり限定された期間ですけれども、その地域で演習をすると、やっぱりあそこで教育をするんだと、我々とは、ああいう海上保安庁の船を出して、そういうことをすることによって、そこを行っている、行き来している日本の船というのは安心感があるんですね。日本の海上保安庁の船がその地近辺にいるんだということを、例えばアイデアとして出すみたいなことを、もちろんそれ関係国とのいろいろな折衝はあると思いますけれども、理解を得ながらそういうことをやっていくということはどうでしょうか。国土交通省、国土大臣、どうお考えでしょうか。

○国務大臣(北側一雄君) 最初にちょっと、私、この委員会に遅参したことをまずおわびを申し上げたいと思います。

今の御質問でございますが、マラッカ・シンガポール海峡というのが、先ほど来話がありますように、日本にとりまして非常に重要な海域でございます、海上交通路でございます、ここの安全確保というのは我が国にとって

は極めて大事な問題であると認識をしております。

しかしながら、この海域というのは、先ほど来のお話が出ておりますように、三つの国が、マレーシア、それからインドネシア、そしてシンガポールと三つの国が領海が接している海域でございます。本来ならばもっと我が国が、我が国にとって非常に大事な、我が国だけではございません、ここを通る多くの国々にとって大事な海域で、その安全確保をしてもらいたいというのは、要請は、もうほかの国々からも強い要請がある。

そういう意味では、もっと我々が安全確保のために直接何かできないのかという思いはかねてからあるわけでございますが、しかしながら、やはりこれはその国の領海の話でございます。先ほど防衛庁長官も言っておりましたが、一義的には、その国の海上警備機関が対応していくというのが一義的なやっぱりこれ責任でございます。

そういう意味で、今委員のおっしゃった共同訓練ですか、これは実を言いますと、二〇〇〇年のときに、これは海賊対策の国際会議というものを東京で開かせていただいたわけでございますが、そのときに、アジア海賊対策チャレンジ二〇〇〇というものを採択をいたしまして、その際に、巡視船等のアジア各国への派遣による公海上の哨戒、寄港国による各国海上保安機

関との連携訓練及び意見交換、哨戒中における日本関係船舶との海賊対策訓練を実施と、こういうことも当時、二〇〇〇年当時から掲げられておりました。

こうしたものをもっと数多く実施をできるようにしっかりと関係各国と連携を取らしていただきたいと思っておりますし、またもう一つ大きな問題は、このマレーシアとかそれからインドネシア、ここはやはり海上保安の専門の機関というのがないわけなんですね。そこをやはり、これは少し時間が掛かるかもしれませんが、育てて育成をしていくと、そこにしっかり我が国がお手伝いをしていくと。それは、人材育成の面でも、また物的な施設整備の面でも様々お手伝いできることはたくさんあると思うわけございまして、そうしたことに全力で取組をさせていただきたいと思っております。

○白眞勲君 是非じゃんじゃん訓練をして、そこにいつも海上保安庁の船がいるような形みたいなことも一つの考え方としてはあるんじゃないかと思うんですが、もう一度、大臣、お願いします。

○国務大臣(北側一雄君) 領海のこの関係の三国としっかり連携を取らしていただいて、共同の訓練ということがしっかりとできますように協議をさせていただきたいと思っております。

○白眞勲君 それと、防衛庁の場合、テロ特措法で、私はあの法律自体は反対なんですけどね、個人的には。ただ、あそこに船がいることは間違いないと。で、あそこで、交代のためにあのマラッカ海峡を通るわけですよ。ですから、その通る回数を多くする、交代を回数を多くする、そうすると、マラッカ海峡に自衛艦がいるわけですよ。で、そのマラッカ海峡のときに、スピード何ノットか知らないけども、ゆっくりゆっくり牛歩みたいにして行けば、そこに何か自衛艦もいるじゃないかということになると、やはりその海賊にとってみたら、自衛艦がいると、日本の旗を持った自衛艦がいるというのも一つのアイデアだと思いますが、防衛庁長官、どうでしょう。

○国務大臣(大野功統君) 自衛隊、自衛艦の存在自体が抑止力になると、こういうお説でございます。

ただ、こういうテロ、海賊対策につきましては、一義的には、一義的には海上保安庁の仕事でございます。海上保安庁が手に余るとか、そういう場合に自衛隊が出動する、海上警備行動でございますけれども。これ、海賊の場合もそういう意味で法制的には海上警備行動を下令する。したがって、ここで大事なことは、やっぱり海上保安庁と自衛隊とがよく連携していくことだと思います。

今後の問題として、やはり私は、例えば情報を共有する。これは海上保安庁と防衛庁の間の情報共有であり、あるいはさっき申し上げたシンガポール、インドネシア、マレーシアと日本との情報共有であり、あるいは何かノウハウを考えて、もし、空の場合はそれで、レーダーでどこの飛行機、どの飛行機がどう飛んでるか分かってるわけですね。ああいうような工夫もこれから考えていかなきゃいけない、これからの課題としてしっかりやっていかなければいけない。

こういう問題点を我々も一生懸命協議します、関係各国と協議する。そして、海上保安庁からの、間の問題は受け身の姿勢じゃなくて、そういう協議をしたら積極的に海上保安庁の方にも、こういう情報、こういう協議をいたしましたということを上げていきたい、このように思っております。

○白眞勲君 是非この、今までは多分防衛庁は防衛庁で、また国土交通省とそれから外務省とでまたそういう話があったものをもっと連携して是非おやりいただきたいなというふうに思っております。もしよろしければ大臣、一言。

○国務大臣(北側一雄君) 大変重要な御指摘だと思います。

防衛庁また外務省としっかり連携を取り、また関係各国としっかり連携を

取りまして、こうした海賊事犯が本当になくしていけるようにしっかり取組をさせていただきたいと思えます。

○白眞勲君 続きまして、北朝鮮による拉致問題につきましてお話をします。

お聞きしたいと思うんですけれども、外務大臣、最近、北朝鮮と対話しましたでしょうか。

○国務大臣(町村信孝君) 一月の二十六日、北朝鮮側からいわゆる備忘録というものが我が方に伝達をされました。二月十日、それに対する我が方からの反論文書を北朝鮮側に伝えまして、生存する安否不明の拉致被害者を直ちに帰国させるとともに、全容解明をするように改めて強く要求をいたしました。またあわせて、北朝鮮がこれまでのような不誠実な対応に終始する場合は、我が国として厳しい対応を取らざるを得ないということを重ねて明らかにいたしました。

これに対して、二月二十四日、北朝鮮側から回答とおぼしきものが参りまして、我が国における鑑定結果は日本政府の捏造であるという形で、日本を強く非難をする主張を繰り返しているところでございます。

なお、二月十日付けの我が方の文書の中では、この備忘録に対する日本の反論に対して、実務者レベルで直接説明するにやぶさかではないというこ

とも北朝鮮側に伝えておりますけれども、それに対する反応がなく、今、政府レベルのやり取りは公式的には行われていないのが現在の姿でございます。

○白眞勲君 今のお話というのは対話じゃないですよ。大臣、今の話は対話と言えませんよね。

○国務大臣(町村信孝君) まあ、対話を先生がどう定義なさるかにもよります。私どもとしては、外交チャンネルを通じたやり取りでございますから、これは外交ルートを通ずる対話であると、こう思っております。

○白眞勲君 最後に大臣がおっしゃいました、二月二十四日付けでしたっけ、北朝鮮からの回答というのは、日本とは議論するつもりはないという回答でありまして、これでも大臣は外交的には対話だというふうに言えば、それはそうなのかもしれないけれども、でも、一般論からすればこれは対話とは言っていない。全然もう、これはもう膠着状況、話合いは膠着状況に陥ったというふうにやはり一般の人は取ってもいいんじゃないのかなというふうに思っているんですが、そういった中で、厳しい対応を取らざるを得ないということを今おっしゃいましたが、厳しい対応についてそろそろ考える時期じゃないんでしょうか。

○国務大臣(町村信孝君) これは、先ほど午前中の質疑のやり取りの中でも総理からお話しておられたわけでございますけれども、私どもとしては、政府部内において、いかなる対応を取ることができるか、いざ取るときにはどうするかという準備はしっかりと進めているところでございます。いつそれを具体的にどういう形で圧力の部分を発動するのかということについては、そのタイミング等々を、全体状況、そうしたものを把握をしながら、考えながら、今後いかなる対応を取るべきかということを慎重に検討を続けているところでございます。

○白眞勲君 つまり、その厳しい対応の中身については今内部で検討中ということでございますね。ですから、その内部で検討する厳しい対応についての具体的な中身について教えていただきたいと思います。

○国務大臣(町村信孝君) これは、従来の意味での外為法に基づく対応というのもございます。また、国会の方でお取りをいただいた特定船舶の、ちょっと正式な名称を、済みません、法律の名前を忘れまして、入港を阻止するといいましょうか、停止できるという法律などございまして、そうした様々な手段を総称して私どもは圧力というべき手段というものが幾つかメニューとしてはあるし、それを今具体的に検討しているということでございます。

○白眞勲君 いろいろな手段、圧力として考えていらっしゃるというんですけども、いずれ開かれるであろう六か国協議、これに対して何か拉致問題については話をのつけるつもりはございますか。

○国務大臣(町村信孝君) 六か国協議、確かに中心的なテーマは核あるいはミサイルということでございますが、過去開かれましたこの六か国協議の中でも拉致の問題も私どもは問題提起をしているところでございまして、それらを含めて包括的な解決ということを日本側の基本的なスタンスにしているところでございます。

○白眞勲君 つまり、その六か国協議で拉致問題をきちんとテーブルで話し合うところにのつけるのか。今までは、どちらかというと北朝鮮の席を立ったときに立ち話したような感じで話をしていたようなんですけども、今回はきちんと六か国協議のテーブルで話を提起するというところでございますね。

○国務大臣(町村信孝君) この点は、これまでも六者のいるテーブルで問題を提起したこともございます。また、六者協議の公式の会議の合間を縫う形でいろいろな二か国間の話合いも行われるわけでございますが、その際に日朝の間でこの拉致の問題というのを話し合ったこともございます。そして、今後もそうするつもりでございます。

○白眞勲君 十八日、ライス長官がアメリカからいらっしゃいますけれども、拉致問題については話し合う予定はありますか。

○国務大臣(町村信孝君) 先般二月の2プラス2、また、特に日朝に関しては日米外相会談の席で北朝鮮の問題を議論をいたしました。その際に、拉致の問題を私どもとしては取り上げました。また、それに対して今後厳しい対応というものも考えているんだという話もいたしました。ライス長官の方からは、日本側の考え方に全面的に賛同するということを発言をしておられ、そのことが最終的な北朝鮮に関する両国の共同声明の中にも触れられているところでございます。

明後日、土曜日、ライス長官との会談が予定をされておりますけれども、当然、その場において北朝鮮問題は一つの大きなテーマになるであろうと、こう考えております。その際に、この拉致の問題も当然提起をし、改めて確認をしておこうかなと、こう考えております。

○白眞勲君 そのとき、ライス長官に対しては、六か国協議でもこの拉致問題を取り上げるぞということを外務大臣はお話するつもりでございますね。

○国務大臣(町村信孝君) 六か国協議については、今、いかにそれを早くかつ無条件に再開をさせるべく北朝鮮に参加をさせるかということが主とし

てやっぱり話し合われる。実際に開かれた後の話もちろん大切でございます。もとより、それは再開が目的で議論するわけじゃございません。核の廃棄あるいはミサイルの撤去等々が問題になるわけでございますが、当面の、今二国間で話し合われる重点は、この時点ではやはりいかに彼らをこの協議のテーブルに連れ戻すのかということが主として話題になってくるんであろうなと、こう思っております。

○白眞勲君 ちょっと視点を変えて聞きたいんですけども、外務大臣、拉致というのはやはり人権問題の一つとして考えられますか。

○国務大臣(町村信孝君) 当然そういう位置付けで考えております。

○白眞勲君 北朝鮮には強制収容所があるということが言われておりますけれども、外務大臣、その点についてどういう御認識を持っていらっしゃるのでしょうか。

○国務大臣(町村信孝君) 私自身北朝鮮の情勢にそう詳しいものではございませんし、また北朝鮮の国内の情勢についての十分な、どれだけの情報が外務省に今持ち合わせているか余り定かでもございません。巷間いろいろな報道があることは私どももちろんよく承知をしております。いろいろな脱北者の方々の談話等の中でもそういうことがあるということでございます

から、当然そういうものが存在をするんだらうとは思われますが、どこにどう
いう形で、そこに果たして何人いるのかとかですね、そういう詳細にまでわ
たってくると、そこまでの情報は持ち合わせていないのが現在の状況でござ
います。

○白眞勲君 外務大臣といたしましては、今はっきりとしたことは分からない
ということですから、それに対して、強制収容所の実態について、例えば韓
国の脱北者との面接調査等をこれから行うつもりというのはあるでしょうか。

○国務大臣(町村信孝君) 今直ちにそういうアクションを取る考えはござい
ません。

○白眞勲君 北朝鮮の強制収容所は非常にひどいものであると、家族まで
入れちゃうという、世界各国にもなかなかないような、そういうひどい人権侵
害が行われているということはよく言われているわけでございますけれども、
そういったさなかに国連人権委員会が今開かれているかと思うんですけれ
ども、日本は今どういうスタンスでその委員会には参加して、だれがどうい
う発言をするつもりなんでしょうか。

○政府参考人(佐々江賢一郎君) 国連の人権委員会についての政府の対
応ぶりでございますけれども、この拉致問題の解決においてこの人権委員

会で多くの支持と理解を得ることは極めて重要であるというふうに思っております。

そういう観点から、これまでも累次にわたりましてこの人権委員会においてこの拉致問題、特に今強制的失踪作業部会というものがございしますが、それを通じて北朝鮮に対して情報提供をすべき旨、あるいはこの北朝鮮の人権状況決議を共同提案ということを、努力を行ってきているわけでございます。

その結果として、北朝鮮の人権状況につきまして、特に昨年の決議におきまして国連特別報告者の任命が決定をされておりました、実際、この特別報告者、ムンタボーン教授でございますけれども、北朝鮮の人権状況につきまして、日本人の拉致を北朝鮮は認めた、そして北朝鮮は外国人の拉致等の不法行為の迅速かつ効果的な是正についての措置をとるべきであるというふうに発言をしているわけでございます。そしてまた、この特別報告者の方は、本年の二月に日本に参られまして、政府の関係者あるいは拉致被害者の御家族等と意見交換を行いまして、現在、この人権委員会において報告を行われるというふうに承知をいたしておる次第でございます。

他方、現在の人権委員会におきましては、昨十六日、小野寺政務官により

ステートメントを実施しております。その中で、この日本人の拉致問題を取り上げまして、国際社会が一致して解決を求めるべきであるということを指摘をした次第でございます。

こういう取組を通じまして、人権委員会、国連の場で日本のこの問題に対する解決に対して国際社会の引き続きの理解と協力を求めていきたいというふうに考えております。

○白眞勲君 非常に御丁寧の説明いただいたんですけども、いわゆる人権情報についていろいろと把握をしているというのが今国連人権委員会であり、またなおかつ、この拉致問題についても一生懸命、この教授が一生懸命やってくれているという中で、当然、北朝鮮内部の強制収容所の実態というのも人権の一つであるという観点からすると、これについても調べるべきものなんじゃないのかなというふうに私は思うんですけども、大臣、もう一度お考え聞かせていただきたいと思います。

○国務大臣(町村信孝君) 北朝鮮の中でいかなる人権侵害が行われているのか、それを今包括的に調査をする立場の、先ほどタイの大学教授が任命をされているということでいろいろな活動をしておられるということでございますから、まずそうした報告などを私どもよく注意深く見て、どういう実態に

あるのかということ把握するのがまず当面大切なことなのではないだろうか、こう思っております。その後、日本としてどういうアクションを取るべきなのかよく考えていきたいと思っております。

○白眞勲君 この国連人権委員会では過去二回、非難決議がたしか拉致問題に対してされたんじゃないかなと思うんですけれども、その辺どうでしょうか。

○政府参考人(佐々江賢一郎君) 二〇〇三年と二〇〇四年にされたというふうに承知をしております。

○白眞勲君 今回もそういう非難決議の見込みでしょうか。

○政府参考人(佐々江賢一郎君) ただいまEU等の関係各国と何らかの決議が出せないかということで協議をしております。

○白眞勲君 過去二回のその非難決議において日本は何をしましたか。

○政府参考人(佐々江賢一郎君) この共同提案国として率先してこの決議が発出されるように関係国と協議をした次第でございます。

○白眞勲君 また三回目も関係国と協議して非難決議出してどうするつもりですか。

○政府参考人(佐々江賢一郎君) この非難決議あるいは基本的には北朝

鮮がこういう国際社会の一致した懸念あるいは批判に対して、やはり前向き
の対応を取るように促す、そのためにこの圧力を掛けていくということに主
眼があるわけでございまして、そういう成果が出るように全力を尽くしてい
きたいというふうに考えます。

○白眞勲君 今、佐々江局長から圧力という言葉があったわけでした、結局
その対話と圧力といっても今圧力を掛けているということになるわけですよ
ね。ですから、そういう部分で私はやはり人権問題ということで、やはり北朝
鮮の拉致問題を人権問題という側面からぐいぐいと圧力を掛けることによっ
て拉致問題をあぶり出していくというやり方がいいのではないかなというふう
に思うんですけども、外務大臣、御見解はいかがでございませうでしょうか。

○国務大臣(町村信孝君) 委員、正に御指摘のとおり、こうした国際社会
からの広い意味の圧力というものもやはり大切なことなんだろうと、こう思っ
ておりまして、そういう意味で、過去二回の人権委員会の決議、更に今回も
ということで、再三にわたりこういう問題をこうした場で取り上げることとい
うことが、普通の国であればそれは相当の圧力と感ずるはずでございませう。
北朝鮮が普通の国であるのかないのかよく分からないところもございませう
けれども、やはり私どもとしてはこうした活動というのは広い国際社会の連帯

の中で問題を解決をしていくという意味では大変重要なプロセスだと、かように位置付けているところでございます。

○白眞勲君 民主党では北朝鮮人権侵害救済法案という法案を今国会に提出しております。是非、与党の皆さんも協力して、また政府の皆さんも協力してこの法案が通れるように是非御尽力をしていただきたいものであるというふうに思っております。

続きまして、羽田空港の国際化につきましてお聞きしたいと思いますけれども、今回、国際化で滑走路一本造るということになっておりますけれども、たしか二〇〇九年という、運用開始ということを聞いております。これですね、どうでしょう、あと一年ぐらい早くなりませんか。

というのは、二〇〇八年に北京オリンピックがあるんですよ、まあ私が言うこともないけど。その北京オリンピック、私もこの前、北京の空港行ったんですよ。そしたらもう滑走路の横、すごいですね、クレーンが。あんなクレーンの数、私見たことないですよ。大拡張工事をしているんですね。それで、やはり北京の空港もしかり、そして上海の空港もしかりですよ。どんどんこれからあの空港がどんどん拡張していく。それもオリンピックに合わせて拡張していくという中で、これ羽田の国際化が一年遅れるだけで貨物とかなんか

はみんな北京へ行っちゃいますよ。私も去年まで民間会社にいたから分かるんですけども、一回お客さん向こうに取られちゃうと今度取り返すのこれ大変なんです。だから、やっぱりこういった国益を考えたら、これ一年ぐらい早めることを何とか大臣、考えてみてくれませんか。

○国務大臣(北側一雄君) 実を言いますと、私も大臣に就任しまして、この羽田の再拡張、もう少し早くなれないのかと。特に今委員がおっしゃった二〇〇八年には北京オリンピックがありますから、何とかそれに間に合わせられないのかということは、実を言いますと私も航空局等々に確認をいたしました。

残念ながらこの二〇〇九年、二〇〇九年度というんじゃない、二〇〇九年中なんです、二〇〇九年中に間に合わせるのが、技術面でもまた手続面でもこれがもう精一杯の状況であると。もう客観的にそれを早くするということは無理だというのが現時点、今の結論でございます。

○白眞勲君 秀吉もできないことを何日か、十日ぐらいでお城造っちゃっているわけですよ。やっぱりできないことをやるのがやはり政治であり、事務方の方から何とか。私も建築学科だったんですよ、大学が。変な話、物理的に考えればクレーンの数を倍にすれば工期は半分に縮まるわけじゃないで

すか、簡単な話ね。まあもちろん、コンクリートの養生とかそういった問題については物理的な問題はあるかもしれないけれども、やはりそこを、許認可関係をともかく特急でやらないと、これ日本の国益の問題ですよ。これ早くするということで、国土交通省というこの交通と建設、運輸と建設が一緒になっているんだから、これは本当に、正に大臣これはやるべきではないかなと。正に大臣がここはやはり腕の振るいどころであるというふうに私は思っているんですね。もう一回ちょっと御尽力願いたい。

もう一回ちょっと御答弁願いたいと思います。

○国務大臣(北側一雄君) 必要であれば技術的なことは航空局長答弁させますが、なかなか難しいのは、現在ある三本の滑走路を使いながら、ここを止めてそこだけの、四本目の滑走路を造るだけでいいというんならいいんですが、三本の滑走路を活用しながら一方で四本目の滑走路を造る工事をするわけですね。これはなかなかすぐにできることではございません。

また当然、環境アセスの問題であるとか、それから漁業補償の問題だとか、そうした面もあるわけでございまして、私も、委員のおっしゃっている趣旨というのはもうよく理解しておりますし、何とかできないのかということを再三言ったわけでございますが、どうも物理的にはこれは容易でない、二〇〇九年

に何とか間に合わせるのが精一杯ということでございますが、まあそうはいっても、少しでも早くなるように努力はしたいというふうに思っております。

○白眞勲君 ともかく滑走路の問題で、よく私も、飛行機がそれこそ触れちゃったり、クレーンに触れちゃったりしてはいけないなどは思いますけれども何とか、もう中途でもいいから、ともかく早く飛行機が降りられるように、そういうことも一つ考えて運用開始と。そのアナウンスメント効果がまた重要なんですよ。造り出したよというふうに言うと、ああ、そうか、羽田は造ったんだと言うとお客さんはこっち来るんですよ。その辺を十分に考えていただきたいというふうに思うんですけれども、是非、大臣お願いしますよ。

それから、何か今回、発着数が十二万回ぐらい増便、増加するということですね。その中の三万回がたしか国際線であるというふうになっているんですけれども、何で三万回なんですか。

○国務大臣(北側一雄君) もう首都圏の航空需要は極めて旺盛でございます、これからもますます伸びていくと思われれます。それは国際線だけではなくて国内線もしかりなんです。羽田空港の発着枠も今、目一杯になっています。地方の空港から羽田に入れてもらいたい、入れてもらいたいという要請はもうあちこちから来ているんですが、お断りをしなきゃならない状況。

更に言いますと、航空会社の新規参入を認めたことによりまして、全日空とかJALの枠を少し削って新規参入航空会社に渡す、そのことによって地方空港、非常にお客さん入っているにもかかわらず羽田便を削らないといけないうふうなことにもなっております、一方では国内の航空需要も極めてこの首都圏については高いものがあるということであると思うんです。

ですから、国際線だけで考えられない。国内線についても今足りない、国際線についても足りないというのが首都圏の今の状況でございます、その両方を満たしていくために、これは一つは成田空港の問題。成田空港も、今二本目の滑走路は暫定滑走路になっているんですね、二千百八十メートルしかございません。それがためにアジアの近い便しか飛ばせられないんです。そういう状況を、本来のやっぱり二千五百メートルの二本目の滑走路にこれ早くすることが大事だと。それと、この羽田空港の再拡張が大事だと。この二つが相まって、首都圏の航空需要に対して対応していくということが、私はこれからの日本経済の国際競争力を高めていくためにも極めて大事な問題であるというふうに思っております。

で、なぜ三万回、三万回かというのは、この二〇〇九年の時点で、第四滑走路を供用開始する時点では、少なくともこの時点では三万回。ただ、その

ときの成田の状況等々も勘案しながら、また国際航空需要の動向もよく見ながら、その先をよく検討していきたいというふうに思っております。

○白眞勲君 まあ、分かります。ただね、今最後に大臣おっしゃったように、今からその枠はめることないんじゃないかと思うんですよ。もちろん航空需要いろいろあるけれども、例えば成田には多くの外国からの航空会社さんが参入を求めて待っている。聞くところによると三十六だか三十五ぐらいあるはずです。

外務大臣にお聞きしたいんですけれども、よろしゅうございますか、外務大臣。

待っている、待っていると。あれでしょう、外務大臣も外へ出掛けると、外国へ行くときよく言われるでしょう、成田に何とか入れてくれぬかと。ですから、やっぱりそういうビジット・ジャパン・キャンペーン、外務省と国土交通省でやっている、そういった観点からすると、やはりこれ成田は何とかしてあげようじゃないかという気持ちはないですか、してほしいという気持ちはないですか。

○国務大臣(町村信孝君) 成田空港がある意味では不十分な未完成空港であるということは委員御指摘のとおりだろうと思います。

なぜにああいう姿になってしまったのかという原因は、やはりこれは私ども

いろいろなことがあったわけですから、その一々を私も詳しくは承知をしておりますませんが、しかし、あの管制塔が襲われたことなどの経緯、あるいは我が国の国会議員も一坪地主になってしまった経緯等々を考えると、これはやはり国会にも相当の責任があつて今日の未完成な成田空港にあるんだなと、こう思います。

いずれにしても、しかし、過去のことばかり言つてもしょうがありませんので、私どもとしても本当に多くの国々から、成田であれ、あるいは羽田であれ、使いたいという要望が本当に多いわけでございます。

私もちょっと不勉強だったんでありますけれども、外国の特定の国だけをなかなか優遇するというわけにもいかないという、シカゴ条約というのがあるそうでありまして、この機会均等の原則、国際便の運航を認める際には均等の合理的条件の下に行う必要があるという規定があるそうでありまして、あなたの国は日本にとってもいい国だからたくさんねという恣意的なことは何かやってはいけないそうでありまして、そういう意味で、やる場合にはかなりある程度均等にやらなければいけないということもあるようでございます。

いずれにいたしましても、諸外国の政府あるいは民間セクターからの要望にはできるだけ真摯にこたえていく、外務省としてもお手伝いできるところは

是非協力をしていきたいと考えております。

○白眞勲君 そういうことを考えますと、やはり海外との関係、そして国内の需要の問題、あるいは日本の、例えば東京の人は、私なんか、いつもソウルへ行くのにひどい目に遭っていたんですよ。最近やっと、羽田—金浦路線ができるようになって、ほっと一息しましたけれどもね。もう韓国行くのにまず考えるのは、成田に行くことをどうやって行こうかと、そういうことばかり考えるわけですよ。そういうことを考えますと、やっぱり東京というか関東圏の人たちの、やっぱり特に近距離アジアのそのやはり需要というのはこれからますます私は増えるんじゃないのかなというふうに思うんですね。

ですから、私は、今のうちから三万回なんということを決めないで、そのとき考えりゃいいじゃないですか。弾力的に運用することも考えてみたらどうでしょうか。大臣、ちょっとお伺いいたします。

○国務大臣(北側一雄君) 二〇〇九年の四つ目の滑走路の供用時点において、今おおむね三万回というふうに言っているわけですが、これに絶対そうでなきゃいけないというふうに思っているわけじゃございません。ただ、今の航空需要、国内の航空需要、また国際の航空需要から見ると、そのような見通しであるということを申し上げているわけでございます。

先になって、成田空港の動向もございます、今後の。そういうのも照らし合わせながら更に検討を加えていくということは当然のことであるというふうに思っております。

○白眞勲君 つまり、それは制限とかそういうあれじゃなくて、見通しということによろしゅうございますね。

○国務大臣(北側一雄君) 現時点の見通しでございます。おおむね三万回以下でないといけないと言っているわけではございません。

○白眞勲君 あと、何かこの国際便に何か二千キロまでとか言っているんですね。何で二千キロなんですか。

○政府参考人(岩崎貞二君) 羽田開港当初、国際線の数につきまして、今現在おおむね三万回をめどにしたいと、このように考えておりますけれども、三万回ということになりますと、やはり何らかの公平に取り扱わなければいけませんので、どうしたものを入れるか、どうしたものを入れないかという一つのルールを作らなきゃいけないと思っております。

その際、先生御指摘のとおり、羽田空港については近距離の国際線を中心に置いていくのがいいだろうと、こう思っております。その際の距離の目安として、おおむね二千キロということは今私どもの考え方として打ち出して

いるところでございます。

○白眞勲君 二千キロでよくて三千キロじゃない理由は何ですか。近距離じゃないんですか、三千キロって。

○政府参考人(岩崎貞二君) 一つ、二千キロと申しますのは、今、羽田国際空港、羽田の国内の最長の便が石垣でございます、これを、約二千キロでございます。それから、二千キロを三千キロ、四千キロにしたら絶対いかぬというわけじゃございませんけれども、今の二千キロの中で申しますと、韓国でありますとか上海でありますとか、この辺りが入ってまいります。この辺りの需要からだけ見ても、かなり、今のおおむね三万回という数と比べますと、その数、二千キロの範囲内でかなり窮屈になっているというのも事実でございます。

○白眞勲君 航空局長さんね、何で事実って分かるんですか。九年、二〇〇九年のことで何で事実なんですか。

○政府参考人(岩崎貞二君) 今、成田から韓国、上海に飛んでいる便、それから羽田から金浦に飛んでいる便の数を合計いたしますと、約三万回弱になるということでございます。

○白眞勲君 国内線、じゃ近距離国際線っていうのは、国内線が石垣島ま

でだったら、普通考え方によっては、それは国際便の場合は、近距離国際便はあと千キロ足して三千キロというのが、私は普通、考え方としても私はあると思うんですよ。

そうすると、三千キロになると、上海どころか台北、香港、北京、ウランバートルも近いですね。こういったところもみんな三千キロの中に入るんですよ。やはり何でもかんでも制限加えて、何かもう二千キロ以内だとか言わないで、ここはもう少し弾力的にやっぱり国益を考えてやっぱりやっていただきたいなというふうに思うんですよ。私はそういうふうに思うんですけども、大臣いかがですか。

○国務大臣(北側一雄君) 航空局長が答弁したとおりなんですけど、是非委員にも御理解をお願いしたいのは、なかなかデリケートな問題でございまして、この航空協定というのは、例えば我が国からもどここの都市に行きたいという希望が、ニーズが一杯あるわけなんです。それはその都市のある国と交渉しなければいけないんです。一方、その国を、当該国は日本のどこどこに入れたいという、こういうのがあるわけですね。

この航空交渉というのはなかなか厄介な交渉でございまして、先般も中国との間で日中間の航空交渉をやったんですが、なかなかうまくいかないとい

う、こういうのがむしろしょっちゅうあるようなんですけれども、どこの国との間でも。そういう中で現時点でまだ、まあ先の話ですよね、それについて日本側の話だけばんと出す必要もないわけでごさいますて、これはもう本当にその辺のある意味じゃ国際間の交渉の問題、デリケートな問題があるわけでごさいます。そういう問題も是非含んでいただきたいと思うわけでごさいます。

二〇〇九年というのはまだ先の話でごさいますて、まだ四年後、四年先の話でごさいます。まあ四年ってすぐやってきますけれども、そういう意味ではまだ議論の余地は十分あるというふうに思っているところでごさいます。

○白眞勲君 最後に大臣がおっしゃいましたように、今の時点で二千キロとかそういうふうに考えないで、もう少し弾力的な運用、もちろん相手がいることです。これは何でもそうですよ。相手がいて交渉というのは成り立つんですけれども。例えば、分かりませんよ、成田の問題があって遠慮しているのかもしれないし、あるいは海外、特にアメリカの航空会社さんって何か大分口数も多いということも聞いておりますから、そういう中で、やはりそういう中で、何でアジアだけが優先するんだなんてことを言われるかもしれないけれども、私、三千キロだったら、これ、グアムまで入るんですよね。グアムまで

入ればアメリカの人たちにも顔も立つじゃないですか。コンチネンタルという航空会社がたしかグアムから飛んできていましたよ。

そういったことを考えたら、私は、決してそれを二千キロにする必要は私はないんじゃないだろうか。もっともっとそういった規制、今緩和の方向に向かっているわけですから、もちろん日本のスタンスというのはきちんと決めなきゃいけないと思いますよ、何らかの形で。ここまですよというのはあるんですけども、例えばそれはもう少し幅を持たせた形でやって、あとは皆さんが交渉して、その中でガチンコ勝負をやっていく、そういうやはり私はスタンスがいいんじゃないかなと。最初からぐっと引き、ぐっとこう何か、こう何か本当縮んじやうような議論というのはもうそろそろやめにしませんか。

アジアと韓国、日本、そして台湾、そして中国、そういった国々がこれから猛烈に私は物流が往来するんですよ。それを羽田で処理するということは、これは日本の国益にとって大変に必要であるというふうに私は思うんです。自民党さんはそう思いません。皆さんうなずいていらっしゃる。私はそういうふうに思うんですよ。いかがでしょうか。

○国務大臣(北側一雄君) この羽田空港の再拡張の話は幾つかの要因がありまして、要因といいますか検討すべき事項。

一つは成田の空港の問題。これは決着してないんです。今、一生懸命やっているんです。この動向がどうなっていくのかということをよく見ないといけない。これが一点。

それと、国内線の航空需要。先ほど申し上げましたように、国内線の首都圏への航空需要というのも極めて高いものがあります。地方空港から是非羽田に入れさせてほしいと、地方再生のために是非羽田便をお願いしたいと、こういう声も全国から届いているわけですね。それをどう考えていくのか。その航空需要、国内線の航空需要をどう見るのかという問題もあります。

そして、今委員がおっしゃっていますように、日本経済にとりまして物流、これから国際物流というのは機能を向上させるというのは極めて大事でございまして、この羽田空港の国際化に関しましては、深夜については国際貨物についても飛ばそうというふうなことも今考えているわけございまして、検討しているわけございまして、そういう意味で、いろんな要素、ファクターを総合しながら、今の問題についても結論を出していかないといけないわけでございます。

そういう意味で、二〇〇九年でございましてから、そうしたように、それぞれ今動いているところでございまして、そういうのをよく見ながら判断をして

まいりたいというふうに思っております。

○白眞勲君 以前は、やはり日本でもターミナルの駅とか特急の停車駅、その町というのははやるわけですよ。最近は、やっぱり私は空港が、いい空港がある国がこれからは栄えていくというふうに思うんですね。

ですから、大臣おっしゃるように、国内の整備というその概念から、やはりその航空需要というのは大変だと思うけれども、やはりそこはもう少しおおらかに、弾力的に、そして一年間早めることだけはスピーディーに、是非お願いしたい。もう一度、答弁をお願いします。

○国務大臣(北側一雄君) 今日の委員の、委員の羽田空港国際化に向けてのお話につきましては、今後の議論の中で、そういう強いお話があったことはよく踏まえて検討してまいりたいと思います。

○委員長(中曽根弘文君) 以上で白眞勲君の質疑は終了いたしました。

(拍手)

(以下、省略)